

日本橋税理士法人

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号
灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
取材 塩野・溝口・谷井

平成27年分の年末調整における留意事項

早いもので、今年もあと1ヶ月となりました。今回は年末調整について注意しておきたい点を紹介します。

1、復興特別所得税の計算

所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成29年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければなりません。このため、**年末調整において年税額を計算する際にも、復興特別所得税を含めた年税額（以下「年調年税額」といいます）を算出する必要があります。**

【年調年税額を求めるまでの具体的な計算の流れ】

- ① 給与の年間支給額を算出
- ② 給与所得控除後の給与等の金額を算出
- ③ 社会保険料や生命保険料控除、扶養控除や基礎控除等を算出して、所得控除額の合計額を算出
- ④ ②-③を計算して課税給与所得金額を算出
- ⑤ 「算出所得税額の速算表」を使用し、所得税額を算出
- ※この時、復興特別所得税の計算はされていない
- ⑥ 住宅借入金等特別控除額を差し引いて年調所得税額を算出
- ⑦ ⑥に**復興特別所得税率2.1%を加算**して年調年税額を算出

2、マイナンバー制度の導入

①扶養控除等申告書への番号記載

給与の支払者は、**平成28年1月**以降、給与所得者から給与所得者本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号が記載された「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受ける必要があります。また、この申告書の提出を受けた給与の支払者は、その申告書に自身の個人番号又は法人番号を付記する必要があります。

なお、平成27年12月以前であっても、給与所得者等の個人番号が記載された「平成28年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受けても差し支えありません。

②本人確認の実施

給与の支払者が給与所得者から個人番号の提供を受ける場合は、**本人確認**として、提供を受ける番号が正しいことの確認（**番号確認**）と、番号の提供をする者が真にその番号の持ち主であることの確認（**身元確認**）を行う必要があります。

③源泉徴収票への番号記載

平成28年1月以後の支払に係る給与所得の源泉徴収票には、給与所得者本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号を記載する必要があります。

年末年始の休業のお知らせ

12月29日(火)より来年1月4日(月)まで、当法人はお休みさせていただきます。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

1. 給与所得者の年末調整
2. 11月分源泉所得税の納付
3. 10月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)
4. 4月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)
5. 1月・4月・7月決算法人の消費税中間申告

最後の給料日
 納付期限……12月10日
 申告期限……1月4日
 申告期限……1月4日
 申告期限……1月4日